

事業系廃棄物処理の手引き

～事業者の皆様へ～

(事務所・スーパー・商店・旅館・ホテル・製造業・農業等を営む方へ)



事業系ごみの減量、資源化、適正処理に努めましょう！

(3Rの取組)

- ① Reduce (リデュース) : ごみの排出抑制
- ② Reuse (リユース) : ごみの再使用
- ③ Recycle (リサイクル) : ごみの再生利用



令和6 (2024) 年4月改定

那須塩原市

1 はじめに

那須塩原市では、平成 21（2009）年 4 月に家庭ごみの有料化を実施し、ごみの減量化、再資源化に取り組んでいるところです。近年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、家庭から排出されるごみは増加傾向、事業所から排出されるごみは減少傾向にありますが、今後は事業活動再開に伴う事業系ごみの増加が懸念されます。

また、市で実施している事業系一般廃棄物の中身を確認する展開検査の結果、本来であれば資源物となるものや、産業廃棄物として処理すべきものが含まれていることが分かりました。

事業活動に伴って排出された廃棄物は、事業者自らの責任において適正に処理しなければなりません。本手引きを参考に、引き続き**ごみの減量化や適切な分別排出**にご協力をいただきたくお願いいたします。

ワンポイント👉

①～③の順に優先的に取り組むことで、効果が高くなります。

（3Rの取組）

- ① **出さなくてもいいごみを発生させていないか(Reduce)**
- ② **まだ使えるものをごみとして出していないか(Reuse)**
- ③ **リサイクルできるものをごみとして出していないか(Recycle)**



ワンポイント👉

古紙、プラスチック、廃食用油等、**従来ごみとして有料で処分していたもの**についても、**きれいな状態のものを適切に分別**することで、資源回収事業者等において、**廃棄物ではなく資源物として買取**ってもらえる場合があります。

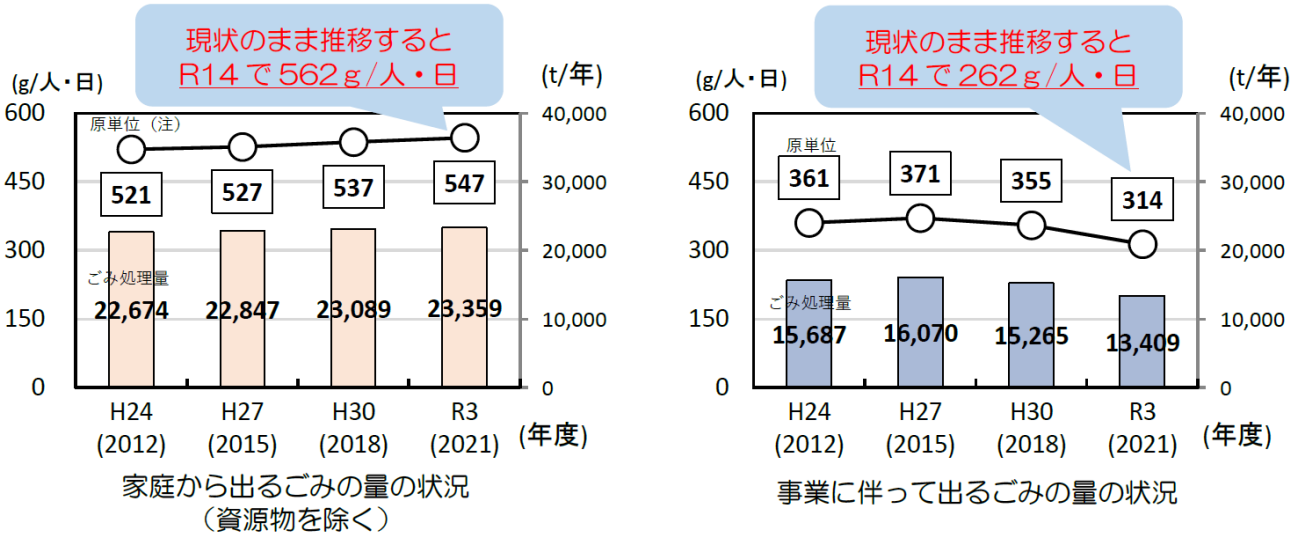
ごみの減量化や再資源化は、**事業者にとってのごみ処理経費削減、新たな収益確保、社会的貢献(GSR)**等につながる可能性もあるため、合わせてご検討ください。



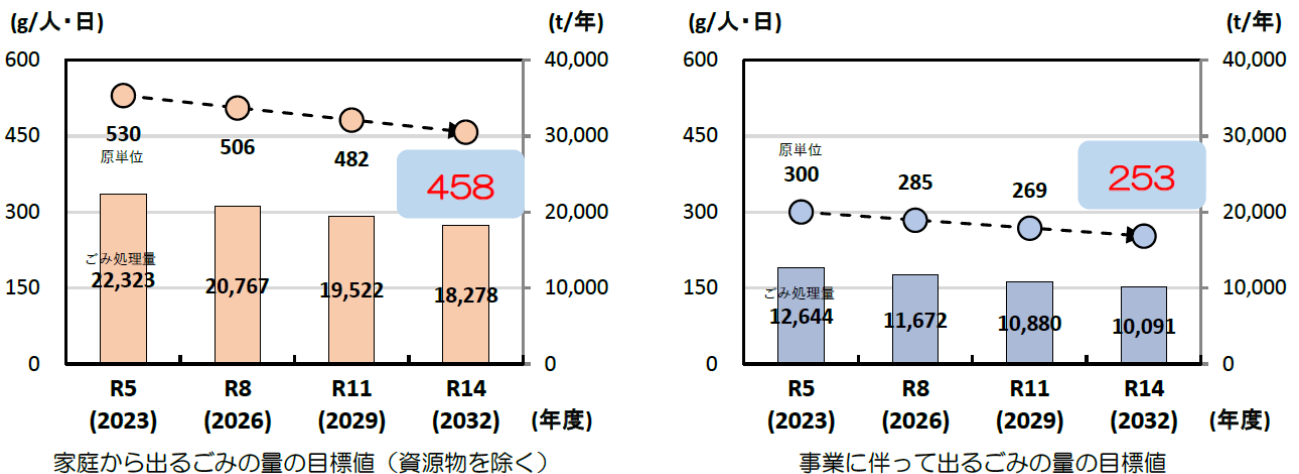
2 那須塩原市のごみ排出量の現状と目標値

令和2（2020）年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、家庭から出るごみの量は増加傾向、事業に伴ってでるごみの量は減少傾向にあります。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の落ち着きとともに、事業活動が再開することが考えられるため、引き続き排出量の動向に注意をしながら、排出抑制に取り組んでいく必要があります。

ごみの量の状況（第2期那須塩原市一般廃棄物処理基本計画概要版より）



ごみの量の目標値（第2期那須塩原市一般廃棄物処理基本計画概要版より）



（注）原単位：ごみ処理量を市の人口及び年間の日数で割り返したもの（1人・1日当たりのごみの排出量）

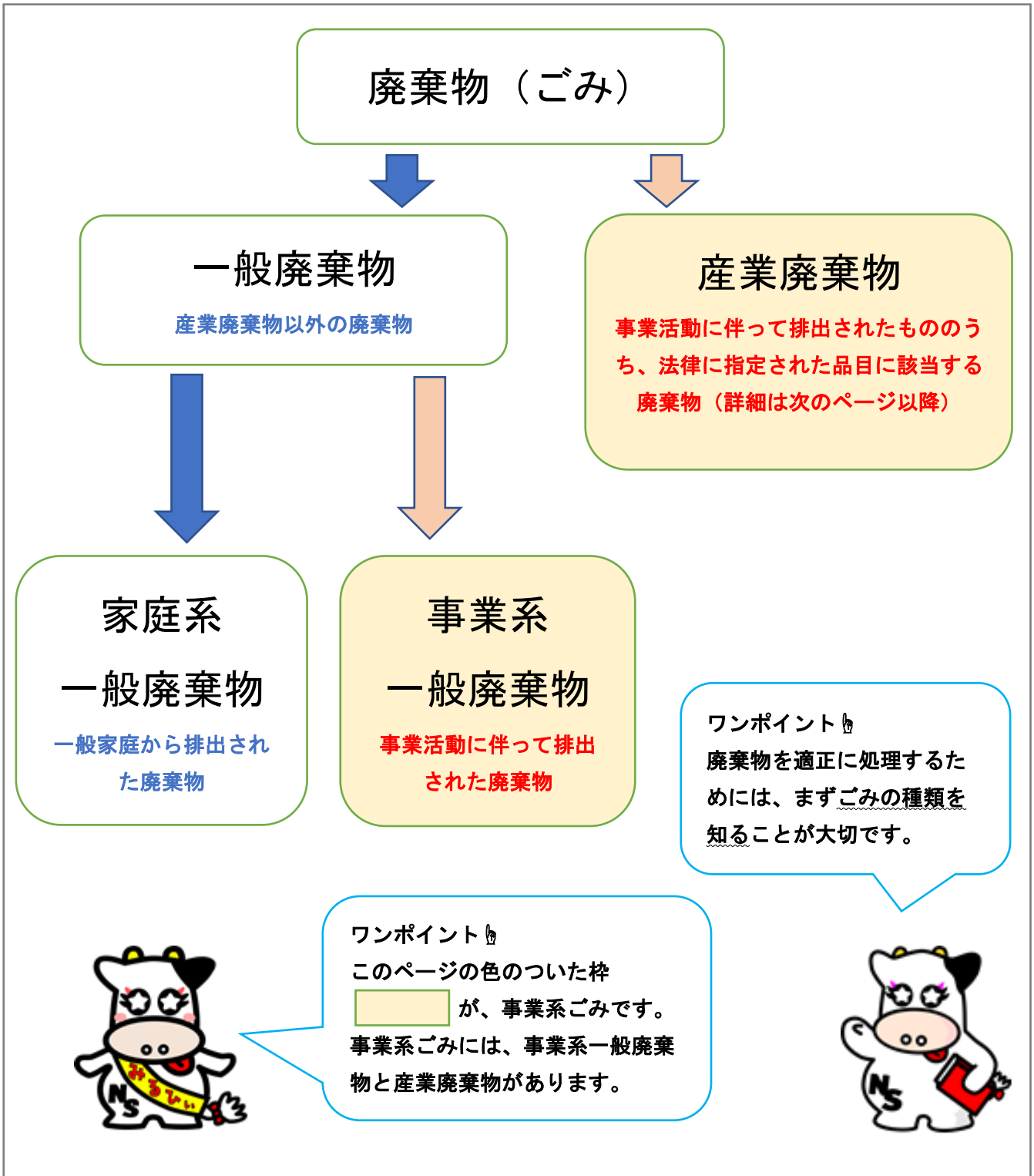
ワンポイント

各事業所における、ごみ排出量削減の取組が重要となります。
ご協力をお願いいたします。



3 廃棄物の分類

廃棄物（ごみ）は、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分けられ、さらに「一般廃棄物」には家庭から排出される「家庭系一般廃棄物」と、事業活動に伴って排出される「事業系一般廃棄物」があります。



4 産業廃棄物について（事業系一般廃棄物との区別）

(1) 産業廃棄物

市では、事業系一般廃棄物の可燃ごみの内容調査を実施しており、産業廃棄物と思われるものが混入していた場合、指導しています。産業廃棄物は、原則、那須塩原クリーンセンターで処理することはできません。

那須塩原クリーンセンターでよく見られるもの

○ プラスチック関係、金属関係、ガラス関係

発泡スチロール、包装ビニール、農業用ビニール、苗箱、プラスチック容器、金属容器、瓶容器、ハンガー、電池・バッテリー類、事務用電子機器、事務用消耗品、事務用机、案内表示看板、蛍光灯（水銀使用製品）等

注意！！
那須塩原クリーンセンターへの搬入はできません。
（ごみステーションや市施設の拠点回収も利用できません。）
産業廃棄物処理業許可業者へ処理を依頼してください。
（詳細は7ページをご覧ください。）

(2) 事業系一般廃棄物と産業廃棄物の判断方法

事業活動に伴って生じた全てのごみは、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分かれます。6ページの「別表1 産業廃棄物の種類と具体例」に該当しなければ、事業系一般廃棄物になります。

例えば、事業活動に伴って排出された「廃プラスチック類」は、業種指定がないため、全て産業廃棄物となります。

では、事業活動に伴って排出された「木くず」はどうでしょうか。木くずには業種指定があります。建設業や木製品製造業の事業者が排出した木くずは業種指定に該当するため産業廃棄物になりますが、旅館業等の事業者が排出した木くずは業種指定に該当しないため事業系一般廃棄物となります。

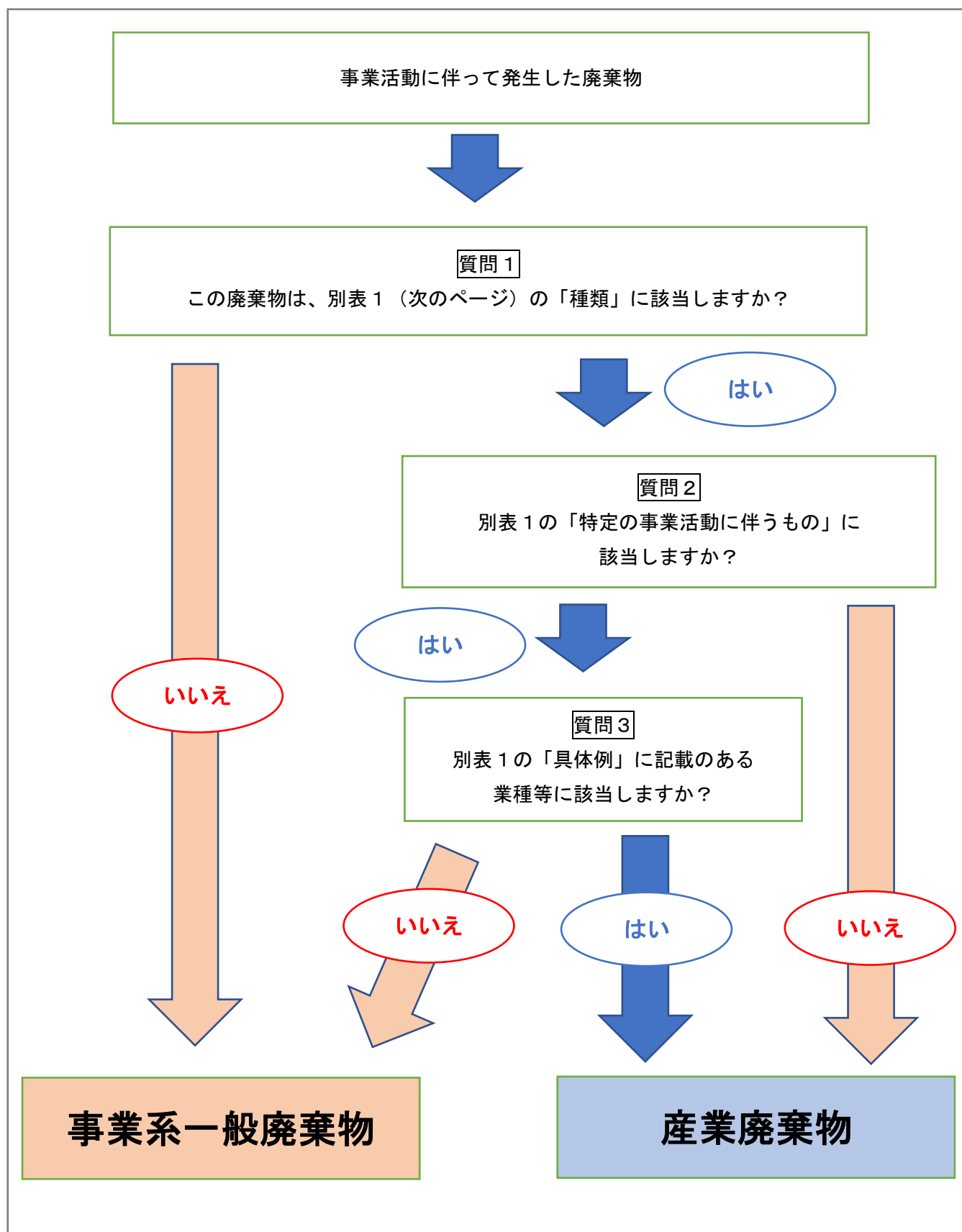
事業系一般廃棄物か産業廃棄物かを判断する場合は、次のページの「一般廃棄物・産業廃棄物の判別フローチャート」を参考に利用してみてください。

コラム

従業員が、自分で物を購入して排出したごみは、事業活動を伴っていないので、家庭系一般廃棄物となります。事業系一般廃棄物と併せて排出しても問題ありません。排出に当たっては、適切な分別にご協力ください。



一般廃棄物・産業廃棄物の判別フローチャート



【別表 1】 産業廃棄物の種類と具体例

	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃掃出物、その他の焼却残さ
	(2) 汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法よる余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	(3) 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	(4) 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合繊繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等、固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	(7) ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	(8) 金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	(9) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず、廃石膏ボード等
	(10) 鉱さい	鑄物廃砂、電気炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	(11) がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、DXN 対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去等により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生じる紙くず
	(14) 木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材・木製品製造業（家具製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等貨物の流通のために使用したパレット等（あらゆる事業活動に伴うものが該当）
	(15) 繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣服その他の繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	(16) 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業及び香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣の内臓等あら等の固形状の不要物
	(17) 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
	(20)	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（13号廃棄物と呼ばれている。例えばコンクリート固型化物）

※ 公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター（JW センター）のホームページを参考に作成しています。

※ 上記以外に、特別管理産業廃棄物等があります。具体的な内容の判断については、栃木県 県北環境森林事務所 環境対策課までお問い合わせください（電話：0287-22-2277）。

5 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の排出方法

(1) 事業系一般廃棄物

事業活動に伴って排出される廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（次ページ）」において、事業者自らの責任において処理することが定められています。そのため、事業系一般廃棄物は、事業者自らが適法な処理施設を設置し処理するか、那須塩原クリーンセンターへ自ら持ち込む又は那須塩原市一般廃棄物処理業許可業者へ依頼して処理する必要があります。また、事業系一般廃棄物は地域のごみステーションに出すことはできません。

那須塩原市一般廃棄物処理業許可業者は市のホームページに掲載しています。以下の QR コードからアクセス可能です。

https://www.city.nasushiobara.tochigi.jp/kurashi_tetsuzuki/gomi_recycle/7000.html



(2) 産業廃棄物

産業廃棄物は、原則、那須塩原クリーンセンターで処理することはできません（ごみステーション、市施設の拠点回収も利用できません）。

産業廃棄物の処理については、適切な許可事業者に依頼しましょう。県内の許可事業者については、公益社団法人 栃木県産業資源循環協会（県内の産業廃棄物処理業許可事業者等により構成される団体）にて確認可能です。

所在地 : 〒320-0043

栃木県宇都宮市桜 4-2-2

（栃木県立美術館普及分館 3F）

電話番号 : 028-612-8016

ホームページ : <https://www.tochigi-sanpai.or.jp/>



ワンポイント
リサイクルに強い事業者を選択することで、再資源化、ごみの減量化につながります。

6 事業者の責務

事業活動に伴って排出された廃棄物は、事業者自らの責任において適正に処理しなければなりません。

(法律からの抜粋)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(市条例からの抜粋)

那須塩原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

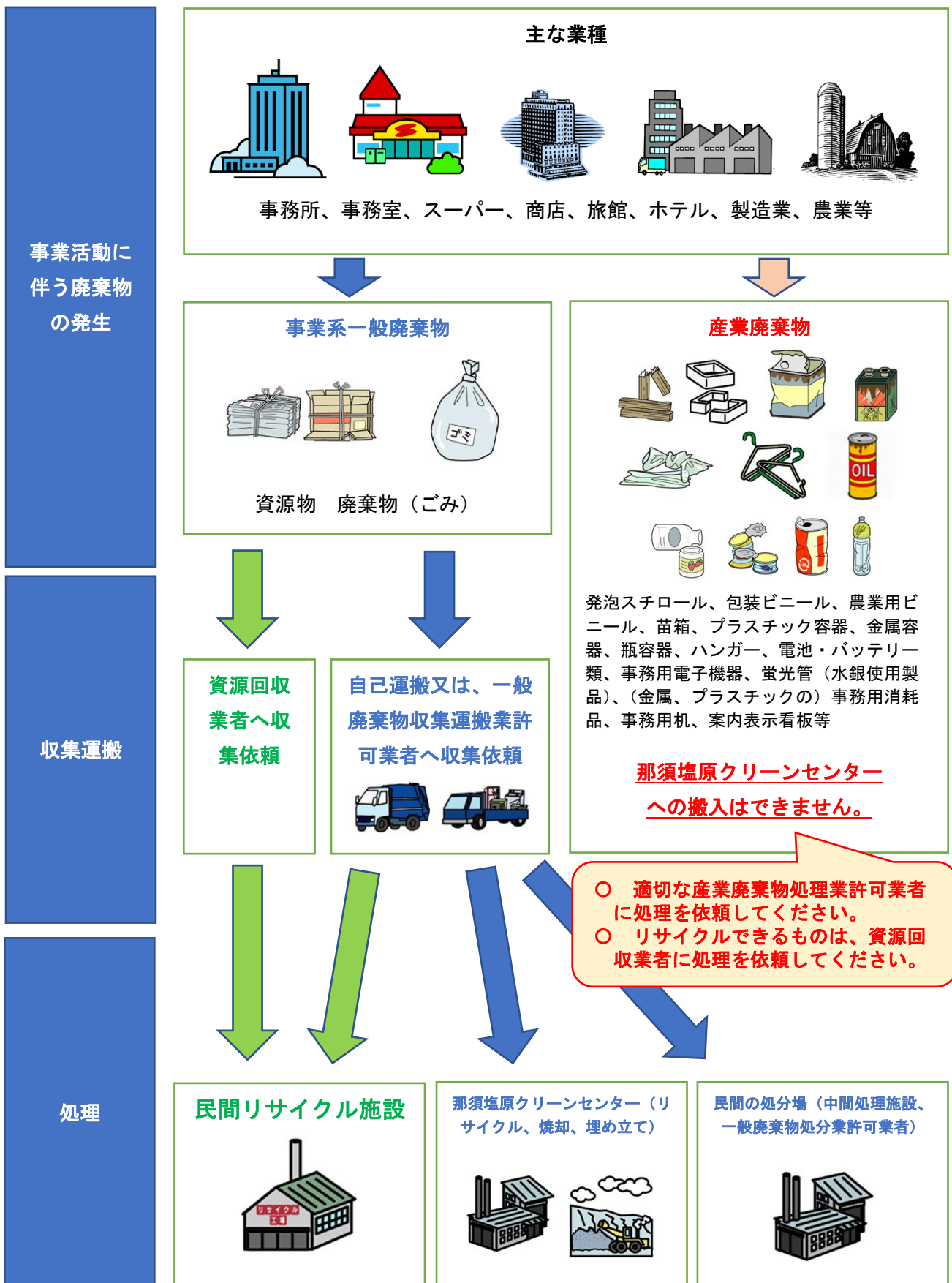
第2条 事業者は、法第3条に規定する事業者の責務を全うするとともに、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に関する市の施策に協力しなければならない。

～お願い～

家庭から排出された廃棄物は市町村が責任をもって処理します。**ただし、事業に伴って排出された廃棄物は事業者自らの責任で処理することになります（排出者責任）。**ご理解とご協力をお願いいたします。



7 事業系ごみの処理の流れ





8 事業系ごみの分別方法について

事業系ごみの多くは産業廃棄物です。以下の表を参考にして、事業系一般廃棄物と産業廃棄物を適切に分別してください。



- ごみステーションには出せません。
- 那須塩原クリーンセンターに直接搬入するか、適切な一般廃棄物処理業許可業者に処理を依頼してください（7ページをご覧ください）。

(1)－1 事業系一般廃棄物

品目	例	処分方法及び注意点
古紙	<p>段ボール 新聞・折り込みチラシ 雑誌 紙パック コピー用紙 その他の紙 等</p> 	<p>○ リサイクルできる古紙は、資源回収業者に処理を依頼してください。</p> <p>○ リサイクルできない紙（カーボン紙、窓付き封筒等）は、那須塩原クリーンセンターで可燃ごみとして処理することができます。</p> <p>※ 建築工事等に係る紙くずや製紙、出版、印刷物加工業等から生じた紙くずは、産業廃棄物です。</p>
生ごみ	<p>食品の食べ残し 食品の売れ残り 調理残渣 魚あら 等</p> 	<p>○ できるだけ生ごみ処理機等で自らごみの減量、リサイクルをしてください。</p> <p>○ 生ごみをリサイクルできない場合は、那須塩原クリーンセンターで可燃ごみとして処理することができます。</p> <p>○ 食品関連事業者は、食品リサイクル法に基づきごみの減量、リサイクルをしてください。</p> <p>○ 賞味期限、消費期限が近い食品については、値引き等を行い極力売り切る、フードバンクを活用する等、ごみの減量化に努めてください。</p> <p>※ 食料品製造業から生じた食品の原料やかすは、産業廃棄物です。</p>


- ごみステーションには出せません。
- 那須塩原クリーンセンターに直接搬入するか、適切な一般廃棄物処理業許可業者に処理を依頼してください（7ページをご覧ください）。

(1)－2 事業系一般廃棄物

品目	例	処分方法及び注意点
草木類 木くず	剪定枝葉 刈草 木製家具 等 	<p>○ 太さ5cm かつ長さ150cm 以内であれば、那須塩原クリーンセンターで可燃ごみとして処理することができます。いずれかでもサイズが超えてしまう場合は処分できる業者に依頼してください。</p> <p>※ <u>建設工事等に係る木くずや、木材又は木製品製造業、物品賃貸業等から生じた木くず及び木製パレットは産業廃棄物なので那須塩原クリーンセンターでは処理できません。</u></p>
古布	ウエス 軍手 制服 作業服 等 	<p>○ リサイクルできる古布は、資源回収業者に処理を依頼してください。</p> <p>○ リサイクルできない場合は、那須塩原クリーンセンターで可燃ごみとして処理することができます。</p> <p>※ <u>建築工事等に係る繊維くずや繊維工業等から生じた繊維くずは産業廃棄物なので那須塩原クリーンセンターでは処理できません。</u></p>



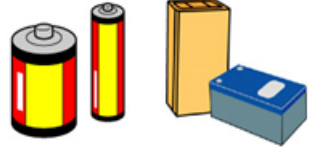
- ごみステーションには出せません。
- 那須塩原クリーンセンターへの搬入もできません。
- 適切な産業廃棄物処理業許可業者に処理を依頼してください（7ページをご覧ください）。

(2)－1 産業廃棄物

品目	例	処分方法及び注意点
廃油	機械油 食用油 等 	<p>○ リサイクルできる廃油は、資源回収業者に処理を依頼してください。</p> <p>※ <u>市施設の拠点回収は利用できません（廃食用油）。</u></p>

- ごみステーションには出せません。
那須塩原クリーンセンターへの搬入もできません。
- 適切な産業廃棄物処理業許可業者に処理を依頼してください
(7ページをご覧ください)。

(2)ー2 産業廃棄物

品目	例	処分方法及び注意点
廃プラスチック類	発泡スチロール、トレイ、包装ビニール、プラスチック容器、タイヤ、農業用ビニール、苗箱、化学繊維製品、ハンガー、ペットボトル等のプラスチック製品全般 	○ リサイクルできるペットボトル、きれいなプラスチックは、資源回収業者に処理を依頼してください。 ※ <u>市施設の拠点回収は利用できません</u> <u>(白色トレイ・白色発泡スチロール)。</u>
金属くず	ハサミ、刃物、スプレー缶、バインダーの金具、金属製机、棚、飲料缶等の金属類全般 	○ リサイクルできる金属類は、資源回収業者に処理を依頼してください。
ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	ガラスのコップ、ブロック、陶器の茶碗、蛍光管（水銀使用製品）、びん 等 	○ リサイクルできるびん類等は、資源回収業者に処理を依頼してください。 ○ 蛍光管は水銀使用製品産業廃棄物として適切に処理してください。 ※ <u>市施設の拠点回収は利用できません</u> <u>(蛍光管等の水銀使用製品)。</u>
電池 バッテリー	乾電池 ボタン電池 バッテリー 	○ <u>リチウムイオン電池は、衝撃が加わると、廃棄物処理において発火し火災等の原因となる場合があるため、排出方法については事業者の指示に従い、産業廃棄物として適切に処理してください。</u>

- ごみステーションには出せません。
那須塩原クリーンセンターへの搬入もできません。
- 適切な事業者に処理を依頼してください。

(3) 特定家電等

品目	例	処分方法及び注意点
特定家電 (家電リサイクル法対象物)	テレビ、冷蔵庫、衣類乾燥機、洗濯機、エアコン 	○ 家電4品目は、家電小売店に引き渡すか、リサイクル券を購入して指定取引場所に自己搬入し、処理してください。
小型家電	携帯電話、電話機、デジタルカメラ、電卓、カーナビ、電気ドリル、扇風機等の電気を利用する機器全般 	○ 小型家電認定事業者若しくは同等の資源化処理技術を持つ事業者へ引き渡してください。 ※ <u>市施設の拠点回収は利用できません</u> <u>(個人情報を含む小型家電)。</u>
パソコン	パソコン、ディスプレイ 	○ 製造事業者の受付窓口へお問合せください。

9 不適正処分について

不法投棄や無許可事業者による廃棄物の不適正処理が問題となっています。不法投棄などの不適正処理を行った場合、廃棄物処理法違反となります。事業者としての排出者責任を全うするために、適切な許可業者に処理を委託しましょう（許可事業者については、7ページをご覧ください）。

ごみを不法投棄したり、野外焼却したりすると法律により罰せられます。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定により、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金又はその両方が科せられます。



注意！！
不法投棄、野外焼却は犯罪です。

10 事業系一般廃棄物の減量

(1) ごみ減量、資源化の方法

ごみ減量の対策として、自社が排出するごみの量や種類を把握し、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）及びリサイクル（再生利用）できるものに整理し、ごみの減量、資源化について何ができるか検討することが重要です。

また、廃棄物管理責任者を選任することで、社員のごみ減量に対する意識高揚を図り、分別の徹底や適正処理を行うことができます。

① リデュース（発生抑制）

- ・ 回覧、供覧や社内メールなどを活用し、資料の共有化を図り、無駄な紙の使用を控えましょう。
- ・ 事務用品の購入は、必要性を十分考慮し、無駄な在庫を持たないようにしましょう。
- ・ お茶やコーヒーなどは、マイカップやマイボトルを利用し、使い捨て容器の使用を控えましょう。
- ・ 過剰包装を抑制し、簡易包装に努めましょう。

② リユース（再使用）

- ・ 繰り返し使用できる事務用品を使用しましょう。
- ・ 裏紙をメモ用紙の代わりに使用しましょう。
- ・ 新品でなくてもよいものは、中古品を購入しましょう。
- ・ 使用済みの封筒は、事務連絡などに再使用しましょう。
- ・ 不必要な備品などは、必要とする他の部署で再使用しましょう。

③ リサイクル（再生利用）

- ・ 複数の素材でできたものより、リサイクルしやすい単一の素材でできた製品を購入・使用しましょう。
- ・ 原料に再生資源を積極的に利用しましょう。
- ・ できるだけ高度に分別し、質の高い資源化に努めましょう。
- ・ 再生品の積極的な販売を推進しましょう。



(2) 主な業種の減量、資源化のポイント

<事務所(事務室)のポイント>

- ① リデュース（発生抑制）
 - ・ 詰め替え用品を使用する。
 - ・ お茶は紙コップなどを使わずマイカップを使用する。
 - ・ 資料の個人配布を見直し、できるだけ回覧する。
- ② リユース（再使用）
 - ・ コピー用紙は両面使用後に資源回収に出す。
 - ・ ファイルは可能な限り再利用する。
 - ・ 使用済み封筒は可能な限り再利用する。
 - ・ 社内で不要物品の交換会や販売会を実施する。
- ③ リサイクル（再生利用）
 - ・ トナーカートリッジやインクカートリッジは、メーカーの自主回収を利用する。
 - ・ 再生品を積極的に利用する。
 - ・ 機密文書を機密文書専門のリサイクル業者へ委託する。
 - ・ シュレッダーくずはリサイクル業者に引き取ってもらう。

<スーパー・商店・コンビニのポイント>

- ① リデュース（発生抑制）
 - ・ 必要以上の包装をせず、顧客にも簡易包装を呼び掛ける。
 - ・ 量り売りやバラ売りなど、容器の削減を図る。
 - ・ 生ごみは水を切ってから排出する。
 - ・ 詰め替え商品を積極的に販売する。
 - ・ 取引先と協力し、できるだけ梱包の削減を図る。
 - ・ 賞味期限、消費期限が近い食品について、値引き等を行い極力売り切る。
フードバンクを活用する等。
- ② リユース（再使用）
 - ・ リターナブルびん入り商品を積極的に販売し、有償でびんの回収を行う。
 - ・ ハンガーなどの再利用に努める。
- ③ リサイクル（再生利用）
 - ・ 食品トレイやびんなど、資源物の回収ボックスを設ける。
 - ・ 生ごみを生ごみ処理機や処理業者に搬入し、堆肥化する。
 - ・ 再生品を積極的に販売する。

<旅館・ホテルのポイント>

① リデュース（発生抑制）

- ・ シャンプーや石けんは使い捨てのものではなく、詰め替えできるものを使う。
- ・ 歯ブラシ・カミソリなど、使い捨てアメニティ用品の使用自粛について利用者に理解を求める。
- ・ 不必要なチラシは置かないようにする。
- ・ 調理時に無駄な生ごみが出ないように工夫する。
- ・ 生ごみは水切りをしてから排出する。
- ・ おしぼり、割り箸・紙コップなど使い捨て用品の使用をできるだけ控える。
- ・ 厨房で使用する洗剤や調味料などは詰め替え可能なものを利用する。

② リユース（再使用）

- ・ 食器類は洗って何度も使えるものを使用する。
- ・ 飲み物はリターナブルびんを利用し、びん回収業者に引き取ってもらう。

③ リサイクル（再生利用）

- ・ ごみ箱には分別品目ごとに分かりやすい表示をし、分別・リサイクルに努める。
- ・ 自動販売機を設置した事業者に空き缶・びん・ペットボトル・紙コップなどの回収ボックスを設けてもらい、自主回収によりリサイクルをしてもらう。
- ・ 生ごみを生ごみ処理機や処理業者に搬入し、堆肥化する。
- ・ 再生品を積極的に使用する（アメニティ等）。

<農業のポイント>

① リデュース（発生抑制）

- ・ グリーン商品・資材を購入する。
- ・ 生分解性の資材を利用する。

② リユース（再使用）

- ・ 使用しなくなった農具などを同業者に譲る。

③ リサイクル（再生利用）

- ・ 紙類の保管場所を確保し、古紙回収業者に引き渡す。
- ・ 作物残渣などを堆肥化する。若しくは処理業者に引き取ってもらう。
- ・ バイオディーゼル燃料を導入する。

<製造業のポイント>

① リデュース（発生抑制）

- ・ 詰め替え商品を作るなど、ごみの発生抑制に努める。
- ・ 製品はリターナブル容器を利用する。
- ・ 原料に無駄が生じないように調達する。
- ・ 製品が消費者の手に渡った後に、ごみとして捨てる部分を減らす又はリサイクルしやすいよう配慮する。
- ・ 製品が長期間使用できるよう設計する。
- ・ 簡易包装を心掛ける。

② リユース（再使用）

- ・ 調味料などはリターナブルびんを使い、びん回収業者に引き取ってもらう。
- ・ 製品の部品を在庫し、修理などに対応できるようにする。

③ リサイクル（再生利用）

- ・ 段ボール等の保管場所を確保し、古紙回収業者に引き渡す。
- ・ 生ごみを生ごみ処理機や処理業者に搬入し、堆肥化や家畜飼料などにする。
- ・ 自ら製造・販売し、廃棄された容器やカートリッジなどは自主回収しリサイクルする。
- ・ 可能な限りリサイクル品を使用する。
- ・ リサイクルしやすい製品を作る。

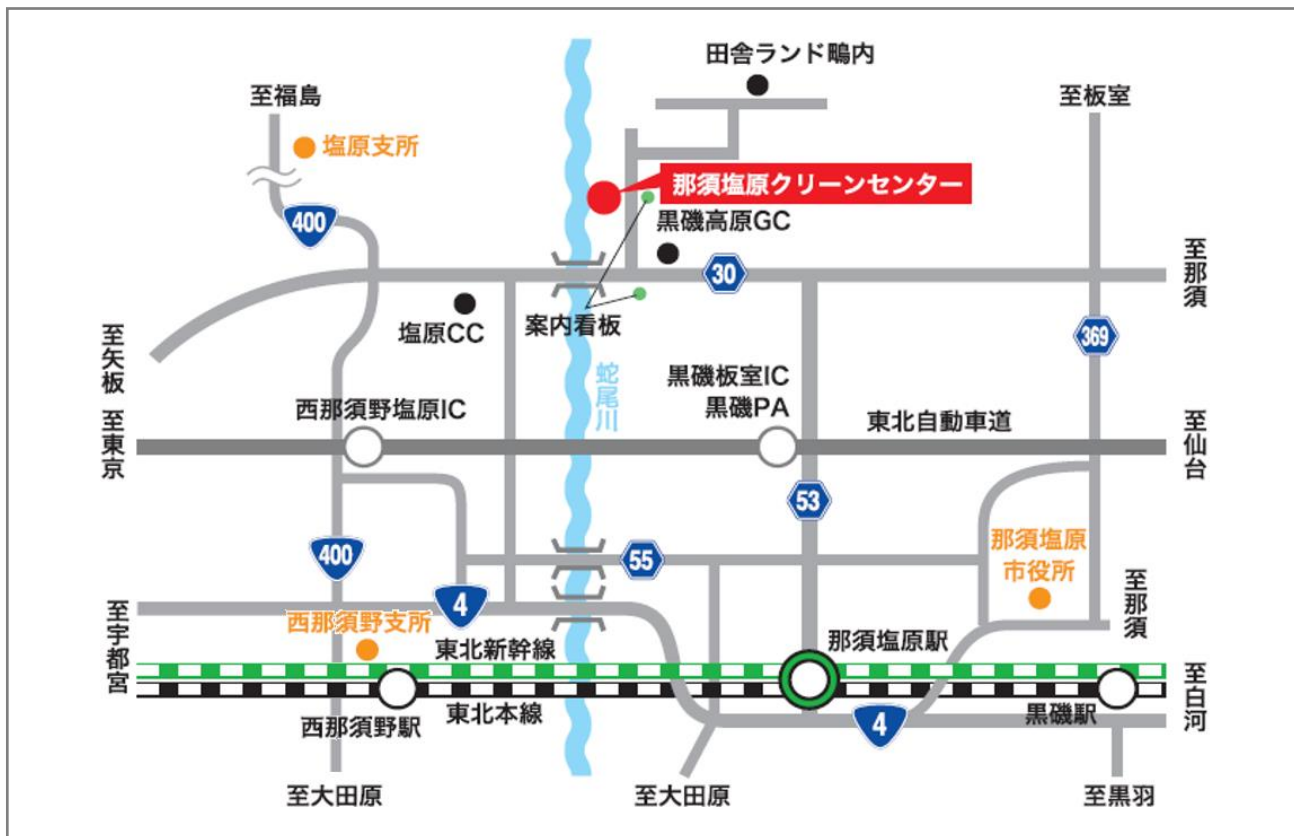
ワンポイント

紙類、生ごみの減量、資源化が重要なポイントになります。
ご協力をお願いいたします。



11 那須塩原クリーンセンター

事業系一般廃棄物は、「那須塩原クリーンセンター」で処理ができます。那須塩原クリーンセンターの場所は、次のとおりです。



- 処理手数料
10kgにつき150円。ただし、資源物は無料。
- 排出元の確認
那須塩原クリーンセンターでは、受付時に市内で発生したごみであるか確認しています。排出元が確認できる書類等を持参してください。

詳しくは
サーキュラーエコノミー課まで



【問い合わせ先】

那須塩原市 環境戦略部

サーキュラーエコノミー課 一般廃棄物係

所在地 〒325-8501 那須塩原市共墾社 108 番地 2

TEL : 0287-62-7301 FAX : 0287-62-7202

E-mail: circular-economy@city.nasushiobara.tochigi.jp